

令和8年度天王こども園「入園のしおり」

施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	潟上市
事業者の所在地	潟上市天王字棒沼台226-1
事業者の連絡先	018-853-5301
代表者氏名	鈴木 雄大

(2) 施設の概要

種 別	幼保連携型認定こども園							
名 称	潟上市立天王こども園							
所 在 地	潟上市天王字持長根116番地1							
連 絡 先	電話番号 018-853-8277 FAX番号 018-853-8288							
施設長氏名	菅生 由美子							
開設年月日	令和3年9月21日							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	1人	1人	1人	15人	15人	20人	50人
	2号・3号	18人	40人	40人	47人	45人	40人	230人
	合計	18人	40人	40人	62人	60人	60人	280人
当園の基本理念・方針		（当該施設の基本理念などを記載。） のびのび わくわく意欲的に遊び、いきいきとかがやく子どもの育成 ～子どもの可能性を十分にいかす環境の中で生きる力の基礎を培う～ ◇子ども一人一人の主体的な遊びを通して、たくましい心身の育成を図る。 ◇安心できる環境のもと、保育者や友達とふれあい人と関わる力の育成に努める。 ◇様々な体験を積み重ね、心豊かに生きる力の基礎の確立を図る。 ◇家庭や地域との連携を図り、安心できる子育て環境の充実に努める。						

(3) 施設の概要

敷 地	敷地全体	6,510.54 m ²
	園 庭	2181.713 m ²
園 舎	構 造	（鉄筋コンクリート造 2 階建て）
	延 べ	3,045.35 m ²

(4) 主な設備の概要

設 備	部屋数	備 考
乳 児 室	1 室	いちご組（0歳児クラス）
ほ ふ く 室	1 室	もも組・ぶどう組（1歳児クラス）
保 育 室	4 室	みかん組・りんご組（2歳児クラス） ば ら組・さくら組・たんぽぽ組（3歳児クラス） そ ら組・に じ組（4歳児クラス） つ き組・ほ し組（5歳児クラス）
遊戯室、ホール	2 室	1階ふれあい広場、2階みんなの広場
給 食 室	1 室	

(5) 職員体制（令和8年4月1日 現在）

職 種	員 数	常 勤	非常勤	備考
園 長	1 人	1 人		
主幹保育教諭	1 人	1 人		
保育教諭	21 人	20 人	1 人	一時預かり、誰でも通園含む
幼稚園教諭	1 人	1 人		
保育士	2 人	2 人		一時預かり含む
保育補助	12 人	12 人		
保健師	1 人	1 人		
看護師	1 人	1 人		
軽作業員	1 人	1 人		
保育雑務	1 人	1 人		
事務補助	1 人	0 人	1 人	若竹幼児教育センター兼務
計	43 人	41 人	2 人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保 育 時 間	教育標準時間	午前8時30分～午後2時30分（6時間）
預かり保育	保育時間	朝：8時～8時30分
		夕：14時30分～17時
		土曜：なし
休 業 日	土曜日・日曜日・祝日・休日保育の振替日・年末年始（12月29日～1月3日）	
	春季（3月22日～4月3日）預かり保育休業日（3月26日～4月3日）	
	夏季（7月23日～8月25日）預かり保育休業日（8月13日～8月15日）	
	冬季（12月26日～1月13日）預かり保育休業日（12月29日～1月3日）	
	開園記念日（9月21日）	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保 育 時 間	保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分（11時間）
	保育短時間	午前7時30分～午後3時30分（8時間）
延 長 保 育	保育標準時間	朝：午前7時～午前7時30分
		夕：午後6時30分～午後7時
	保育短時間	朝：なし
		夕：午後3時30分～午後6時
開 園 時 間	月～金曜日	午前7時30分～午後6時30分
	土 曜 日	午前7時30分～午後6時30分
休 業 日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

（7）利用料等

利用者負担（月額保育料等）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料等）		
実 費 徴 収	日本スポーツ振興センター負担金	一年払い	170 円
	絵本代（0歳児なし）	月 1 冊 440 円 ～ 460円	年間 5,280円～ 5,520円
	保護者会費	月200円	年間 2,400 円
そ の 他	1号認定子どもの預かり保育に係る費用	平日1日当たり 8時～8時30分 14時30分～17時	200 円
		長期休業中 8時30分～ 14時30分	800 円
		長期休業中 8時～8時30分 14時30分～17時	200 円
	2号・3号認定子どもの延長保育に係る費用	1日当たり 7時～7時30分 18時30分～19時	200 円
		1月当たり (月15日以上)	3,000 円

（8）支払方法

口座振替可能 保育料、給食費、預かり保育料、延長保育料 現金払い 実費徴収のもの

(9) 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

(10) 年間行事予定 ☆印は保護者参加の行事

月	行 事 内 容
4 月	☆入園式・進級のつどい ○みんなの会（1号登園）
5 月	☆保育参観・クラス懇談会 ☆保護者会総会 ○節句の会
6 月	○内科検診 ○歯科検診 ○5歳児園外保育
7 月	☆みんなの登園日（以上児） ○夏まつり ○みんなの会（1号夏季休業）
8 月	○みんなの会（1号登園）
9 月	☆運動会 ○5歳児園外保育
10 月	☆3歳児給食試食会 ○3・4・5歳児園外保育 ○5歳児さつまいもほり
11 月	☆発表会 ○内科健診 ○観劇 ○だまこパーティー
12 月	☆みんなの登園日（未満児） ○クリスマス会 ○みんなの会（1号冬季休業）
1 月	☆保育参観・クラス懇談会 ○みんなの会（1号登園）○冬まつり
2 月	☆新入園児入園説明会 ○豆まき会
3 月	☆卒園式（5歳児） ○ひな祭り会 ○お別れ会 ○修了式（1号春季休業）

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【1号認定子ども】 ・施設の管理者が定めた選考方法による 【2号・3号認定子ども】 ・市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	・登園は9時までをお願いします。 ・当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は9時までにキッズビュー入力にてご連絡ください。 ・原則として、保育時間内での迎えをお願いします。緊急の場合で、迎えが遅れたり、延長保育を利用する場合には園に連絡をお願いします。 ・熱がある場合は登園を控えてください。また、登園後に38℃を超えた場合や、体調不良による嘔吐等の場合には迎えの連絡をさせていただきます。

(12) 嘱託医

医療機関の名称	藤原記念病院
医院長名	白山 公幸 (嘱託医 大畠 智明)
所在地	潟上市天王字上江川47番地
電話番号	018-878-3131

(13) 嘱託歯科医

医療機関の名称	よねざわ歯科医院
医院長名	米澤 輝男
所在地	潟上市天王字上江川47番地342
電話番号	018-878-2636

(14) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	湖東消防署 天王分署
所在地	潟上市天王字蒲沼99番地5
電話番号	018-878-3434

【管轄する警察署】

警察署名	五城目警察署 天王幹部交番
所在地	潟上市天王字蒲沼137番地77
電話番号	018-878-2235

(15) 非常災害対策

防火管理者※	菅生 由美子
消防計画届出年月日※	令和8年4月1日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、防火シャッターを備えています。
避難場所	園庭、園屋上、天王中学校グラウンド、天王中学校剣道場駐車場、天王総合体育館
緊急時の連絡手段	電話、キッズビュー、潟上市からの情報提供 等

（１６）相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	長澤 咲子	主幹保育教諭
相談・苦情解決責任者	菅生 由美子	園長
第三者委員		(電話番号)
		民生児童委員
		(電話番号)
		民生児童委員

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。

（１７）賠償責任保険の加入状況

種類	災害の範囲		給付金額
医療費 (負傷・疾病)	・原因である事由が園の管理下で生じたもので、治療(健康保険等の医療保険対象のもの)に要する費用の額が500点(5,000円)以上のもの ・けがの他、皮膚炎、熱中症、溺水などの疾病も含まれる		・医療保険診療の医療費総額の4割(そのうち1割の付加給付)の額 ・高額療養費の対象となる場合は、自己負担額に1割の付加給付分を加算した額
障害見舞金	上記けがや疾病が治った後に障害が残ってしまった場合(その程度により第1級から第14級に区分される)		4,000万円～88万円 (通園中の災害の場合、2,000万円～44万円)
死亡見舞金	園の管理下において発生した事件に起因する死亡や上記疾病に直接起因する死亡		3,000万円 (通園中の災害の場合、1,500万円)
	突	運動などの行為に起因する突然死 (園の管理下において発生したもの)	3,000万円 (通園中の災害の場合、1,500万円)
	然死	運動などの行為と関連のない突然死 (園の管理下において発生したもの。乳幼児突然死症候群など。)	1,500万円 (通園中の災害の場合も同額)

※独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付制度保険に加入しています。

（１８）個人情報の取り扱い

(個人情報の取り扱い方法)

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。